



千葉大学ユニオンニュース第 45 号 2009 年 1 月 28 日

編集・発行：千葉大学ユニオンニュース委員会

ホームページ：<http://www.age.cc/~cuu/>

メールアドレス：cuu@e-mail.jp

電話・ファックス：043-290-2234

ファックス専用：020-4666-6229

西千葉キャンパス総合校舎G号館 401 室 ☆声をお寄せ下さい。

☆みなさんの職場でお気づきのことや質問を、千葉大学ユニオンは待っています。

非常勤雇用と退職者再雇用の条件改善を強く要求する！！

団体交渉を申し入れました

2009 年 1 月 21 日

千葉大学長
斉藤 康 殿

団体交渉の申し入れ

千葉大学ユニオン委員長 福川 裕一

昨年 11 月 14 日に完全実施が閣議決定された平成 20 年人事院勧告、また同じく昨年 12 月 5 日国会で可決された労働基準法の改正、ならびに昨年 8 月 26 日付で出された人事院事務総長通知（給実第 1064 号）「一般職の職員の給与に関する法律第 22 条第 2 項の非常勤職員に対する給与について」等、千葉大学としても速やかな対応を迫られる、労働法制の重要な改正、あるいは労働条件の向上を促す新たな動きが続きましたが、学長を中心として千葉大学執行部におかれても、本年 4 月 1 日からの制度整備に向けて検討・準備を急がれているところと存じます。

このような動向を受けた上で、ユニオンは以下のような労働条件の改善に関わる要求の実現を求めて、団体交渉を申し入れます。

【就業時間の短縮について】

1. 人事院勧告に準拠し、本年 4 月 1 日から就業時間の 15 分短縮を実現するにあたっては、過半数代表の申し立てに基づいて終業時刻、休憩時間等を決定するよう要求します。

【非常勤職員の労働条件について】

2. 人事院事務総長通知（給実第 1064 号）第 1 項に基づいて、2006 年度以降導入された非常勤職員の統一単価制を廃止し、非常勤職員の給与は、職務内容の類似する常勤職員の俸給表に従って支給することを要求します。

3. その際に、当然のことながら、非常勤職員に対しても、常勤職員同様の昇級・昇格制度を適用し、かつまた地域手当を支給することを要求します。

4. その上で、非常勤職員全員に対し、一律に、15 分の就業時間短縮に対応する、時給当たり 3.2%以上の昇給をおこなうことを要求します。

5. 人事院《給 3-127》（非常勤職員に対する期末給与の取り扱いについて）ならびに 2008 年 6 月 19 日付人事院解説（注）によれば、人事院事務総長通知（給実第 1064 号）第 3 項にいう“相当長期”は 6 ヶ月が最低の目安と考えられます。従って、6 ヶ月以上勤務するすべての非常勤職員へ最低限期末手当を支給することを要求します。（注）国公労連速報 No.2003（2008 年 6 月 20 日号）

【定期券の立替払いについて】

6. 職員給与規程第 18 条 2 の一、イは、定期券の立替払いを強要するものであり、職員に大きな負担を強いています。支給単位期間に係る最初の月に全額を支給することを要求します。

【退職者の再雇用について】

7. 退職者の再雇用にあたっては、本人の意思を尊重し、フルタイム職員、ないしパートタイム職員、いずれの形態を選択することも可能とするよう要求します。

8. 退職者の再雇用にあたっては、退職前と職務内容が同じ場合には、退職時の給与に照らした収入を得られるようにすることを要求します。

交渉内容の解説

【就業時間の短縮について】

平成 20 年人事院勧告に基づき、給与改定は見送られましたが、民間の労働時間の水準に合わせ、平成 21 年 4 月 1 日から、職員の勤務時間を 1 日 7 時間 45 分（現行 8 時間）、1 週 38 時間 45 分（現行 40 時間）に、1 日 15 分短縮することが閣議決定されました。人事院勧告に準拠して千葉大学においてもこの就業時間短縮が準備されているようですが、この 15 分を従来の勤務時間帯のどこにおいて短縮するか、職員の間にも様々な意見があります。具体的には、現行 12:00～12:45 の 45 分とされている昼の休憩時間を 13 時までの 60 分とするか、それとも現行 17:15 とされている終業を 17 時に繰り上げるかが主な選択肢となりますが、職員の意見をとりまとめる過半数代表の申し立てに基づいて大学本部がこの勤務時間短縮を実現するよう、ユニオンは要求します。また給与を据え置いたままの就業時間短縮ですが、実質的な昇給になるので、公平を期し、15 分の時間短縮に対応する（8 時間/7 時間 45 分）3.2%以上の昇給を、非常勤職員全員に一律行うように要求します。

【非常勤職員の労働条件について】

昨年末から新年にかけて、日比谷「派遣村」の話題で持ちきりでしたが、非正規労働者の悲惨な労働条件については、非常勤公務員も例外ではありません。予算・人員削減が続く、職務の遂行がますます非常勤職員に依存する度合いを高めている現状で、非常勤職員に押しつけている不平等で劣悪な労働条件をこのまま放置するならば、遠からず必ず非常勤職員にもはね返ってきます。ほとんど同じ内容の仕事を非常勤職員が厳しい勤務条件でこなしているのだから、常勤職員にも出来ないはずはないと、全体の労働条件を悪化させようとする攻撃に打ち勝つためには、非常勤・常勤の区別なく手を取り合い、同じ職務には同じ賃金を確保する給与体系を確立すべきです。これについては既に人事院自身が明確に指示を出しています。

平成 20 年 4 月 1 日より改正パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）が施行され、多くの限界や問題点を含みながらも、短時間労働者の権利擁護に一定の前進が見られました。公務員においても、人事院が非常勤職員給与について「ガイドライン」にあたる指示を出しました：

『給実甲第 1064 号 平成 20 年 8 月 26 日 人事院事務総長 一般職の職員の給与に関する法律第 22 条第 2 項の非常勤職員に対する給与について（通知）』

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 22 条第 2 項の非常勤職員に対する給与の支給について、下記のとおり指針を定めたので、これを踏まえて給与の適正な支給に努めてください。

なお、これに伴い、給実甲第 83 号（非常勤職員に対する 6 月及び 12 月における給与の取扱いについて）は廃止します。

記

1 基本となる給与を、当該非常勤職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級（当該職務の級が 2 以上

ある場合にあっては、それらのうち最下位の職務の級)の初号俸の俸給月額を基礎として、職務内容、在勤する地域及び職務経験等の要素を考慮して決定し、支給すること。

- 2 通勤手当に相当する給与を支給すること。
- 3 相当長期にわたって勤務する非常勤職員に対しては、期末手当に相当する給与を、勤務期間等を考慮の上支給するよう努めること。
- 4 各庁の長は、非常勤職員の給与に関し、前3項の規定の趣旨に沿った規程を整備すること。』

この通知は明確に、非常勤職員の給与を、常勤職員と同じ俸給表に基づき、職務内容や在勤地域・職務経験を考慮して、公正に決定せよと指示しています。当然そこには、地域手当の支給や昇給も、また一定の条件の下で期末手当の支給も含まれます。2006年度にユニオンの度重なる反対を押し切って千葉大学本部が導入した非常勤職員への統一単価制は、常勤職員の俸給表に関係ない根拠で定めた統一単価を職務内容・職務経験に関係なく一律支給するもので、この人事院通知の趣旨に真っ向から反します。このような統一単価制は直ちに廃止し、非常勤職員の給与は、職務内容の類似する常勤職員の俸給表に従って支給することをユニオンは要求します。

さらに以下に示す人事院指導に従い、6ヶ月以上勤務する全ての非常勤職員へ最低限期末手当を支給することを要求します。
『非常勤職員に対する三月、六月および十二月における給与の取扱いについて

昭二八・一二・一〇 給実甲八三

最終改正 平成9年12月19日 管総1260

給与法第22条第2項の適用を受ける非常勤職員のうち、相当長期にわたって常勤職員とほぼ同様の勤務を行っている者の三月、六月及び一二月における給与については、同項の規定に基づき、給与法第19条の4、第19条の7及び第19条の8の規定により常勤職員に支給される期末手当、勤勉手当及び期末特別手当との均衡を考慮して取り扱ってください。』

『非常勤職員に対する期末給与の取り扱いについて

昭三〇・五・二七 三四一四四

最終改正 平成9年12月19日 給3-127

非常勤職員に対する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与の支給については、さきに昭和二八、一二、一〇給実甲第八三号により、相当長期にわたって常勤職員とほぼ同様の勤務を行っているものは、給与法第22条第2項の規定に基づき、常勤職員との均衡を考慮して取り扱われるよう通知しましたが特に勤務時間が引き続き6ヶ月以上におよぶ職員についても、予算の範囲内でできる限り、前記通知の趣旨によって取り扱われるよう配慮されたく通知します。』

【定期券の立替払いについて】

通勤手当に関して、千葉大学の職員給与規程第18条2の一、イは次のように定めています：

『定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関を利用する区間については、最も経済的かつ合理的であると認められる通用期間に相当する期間の定期券の価額を当該期間の月数で除して得た額』

これに基づき、鉄道を利用している職員の通勤手当は、6ヶ月定期の額を6で割った額が毎月支給されています。すると職員が6ヶ月定期を購入する際には、最初の月にはまだ1/6の額しか支給されていないので、残り5/6は立て替え払いをすることになります。千葉大学では、常勤・非常勤を問わず、このような交通費の立替払いが慣例化していますが、他大学ではほとんど例がないようです。6ヶ月定期はかなりの額となり、立て替

え払いは大きな負担となるので、最初の月に一括支給されるようユニオンは要求します。

【退職者の再雇用について】

千葉大学の「職員再雇用に関する規程」の改善を求めます。非常勤職員の待遇問題の一部ですが、非常勤職員の中でも、経験ある再雇用の退職者の重要性は少子高齢化の中でますます大きくなります。少しでも条件を整えて有能な再雇用を集める努力をすることは、退職後の不安を抱える現職職員のモラル向上にも良い影響を及ぼすと思われます。

最大のポイントは、週32時間までのパートタイム雇用が主で、週40時間のフルタイム雇用が特別の場合以外認められない仕組みになっているのを改め、退職者本人の意向を尊重し、パートタイム・フルタイムを選べるようにすべきだというのがユニオンの要求です。また再雇用後の職務内容を考慮し、退職前と職務内容が類似していれば、退職時の収入が得られるように給与支給額を決定すべきです。

∞ユニオンも応援します！ 交流の広場∞

★ 3月9日：ユニオン2008年度歓送会のお知らせ ★

千葉大学の教職員組合運動は、最初に結成された園芸学部教職員組合をはじめ、教育学部、文学部、理学部、教養部の各局組合によって1990年代半ばまで担われてきました。教養部解体を機にこれらの部局組合が合体して全学組合が結成され、さらに2004年の法人化後に労働組合としての千葉大学ユニオンへと発展したのです。この組合活動を長きに亘って担い、支えてこられた組合員の方々が今年の3月で定年退職されます。また、新たな職場に異動される方もおられます。これらの方々への感謝の意を込めて恒例のユニオン歓送会を開催します。大学をめぐる状況がいっそう厳しさを増す時だからこそ、退職異動される方々から様々なお話を伺っておくことは、残る私たちにとても意義深いと思います。退職・異動される組合員をはじめ多くの方々のご出席をお待ちしています。

3月9日(月)午後6時から 生協『喫茶ヴィッセン』

◎ユニオンのおもな活動報告◎

- 1月8日 第6回定例三役会議
- 1月13日 政策委員会
- 1月14日 本部人事課・職員課との協議
- 1月15日 第6回定例執行委員会
- 1月21日 団体交渉の申し入れ
- 1月22日 第6回定例三役編集会議
- 1月28日 ニュース45号印刷・配布

編集後記

今回は、1月21日に申し入れ致しました「団体交渉」について、全面的な特集を組むことになりました。小さな文字がならんでおりますが、有益な情報を凝縮しましたので、じっくりお読みください。また、限られた誌面では十分お伝えできないこともございますので、詳細につきましてはユニオンHPをご覧ください。現時点で交渉の日程等は決まっておりませんが、交渉結果につきましては、次号のユニオンニュースでお伝えしたいと思います。

「私たちの職場をより明るく豊かにしていくための声をあげ、実現していく」ユニオンにぜひご加入下さい。

加入は下の「加入申込書」にご記入の上、FAXにてユニオン事務室までお寄せ下さい。送信先やユニオンの規約を載せたHPのアドレス等は、本ニュースの表面をご覧ください。

加入申込書

電話・ファックス:043-290-2234

千葉大学ユニオン委員長 福川 裕一 殿

千葉大学ユニオン規約を承認し、千葉大学ユニオンに加入します。2009年 月 日

ご氏名: _____

ご所属: _____

ご連絡方法(メール、電話、FAXなど): _____